

名称：ロクラク事件（第1審）

著作権侵害差止等請求事件

知財高等裁判所：平成19年(ワ)第17279号 判決日：平成20年5月28日

判決：請求認容

著作権法21条、著作権法第98条

キーワード：著作権、複製権

[概要]

インターネットを介して海外で日本の放送番組（録画予約して複製したもの）をダウンロードして視聴できる本件サービスに関し、親機ロクラク（番組データを複製する機能を有する）を実質的に被告が管理し複製の主体は被告であるとして、請求が容認された事件。

（原告はテレビ局10社）

本訴に先立つ仮処分事件においても差し止めが認められている（平成19年3月30日決定）。

[争点]

被告は、本件番組及び本件放送に係る音又は映像の複製行為を行っているか。

（他の争点は略）

[裁判所の判断] (P48-) *Pは判決文のページを示す

親機ロクラクの設置状況

(A) モニター事業(P53)

利用者からの特段の申し出がない限り、被告の提供する場所（静岡の被告事業所内に設置）。

(B) 本件サービス開始(P55)

親機の設置場所を業者へ・・・被告事業所内に親機はなく、設置場所には被告は関与しないとの立場をとる。

(C) 仮処分決定後(P62)

被告は、業者に対し親機を静岡県外に移動するよう要請。（仮処分で静岡県内での親機で録画することが禁止されたため）親機の設置などに一切関与していないと主張。その対応を徹底するため、事実関係を明らかにしない旨を述べる。(P73-74)

（本件サービスに関する裁判所の認定事項）

本件サービスの内容に関して、「日本国外にいる利用者が、日本のテレビ番組を視聴することができるよう、当該利用者に、日本のテレビ番組の複製物を取得させることを目的として構築されたものであると解するのが相当であり、一連の操作において、日本のテレビ番組を複製し、複製した番組データを日本国外に送信することが、重要な意味を有する」とした（P66-P67）。

親機の設置場所に関する判断 (P67-) （被告が親機を管理・支配しているのか？）

(A) モニター事業時は、「親機ロクラクの録画（複製）機能を発揮し得るように、被告によって管理されていた」と判断した。

(B) 本件サービス開始後も、諸事情からして、被告は親機の設置場所に一定の関与をしていると判断した。(P68-)

諸事情・・・被告サイト内に業者の広告、親機はレンタルで所有権は被告にあり、定期的メンテナンスが必要、等々・・・親機ロクラクがどのような場所に設置され、どのような環境に置かれているかは、被告にとっての重大な関心事項、であると判断した。

(C) 仮処分決定後(P71-)

被告は静岡県から東京へ移動させるように業者に要請したと主張するが・・・被告において親機の移動及びその後の設置場所について、一定の客観的資料をもって明らかにすべきである。事実関係の不自然さ等から・・・「被告は、本件サービスにおいて、親機ロクラクの設置場所の提供に関与し、親機ロクラクの保守、環境整備等に関して、被告事業所内に親機ロクラクを設置していた場合と同様に、その管理を継続しているものと考えざるを得ない。」とし、「本件サービスに供されている被告所有の親機ロクラクは、原則として、被告の実質的な支配下にあり、被告は、これらの親機ロクラクを、本件サービスを利用するための環境の提供を含め、実質的に管理しているものと解すべき」とした(P75)。

まとめ (P77-)

「親機ロクラクは、本件サービスを成り立たせる重要な意味を有する複製を行う機能を有する機器であるところ、・・・いまだ、大多数の利用者の利用に係る親機ロクラクを、東京都内や静岡県内において管理支配しているものということができる。・・・親機ロクラクの果たす役割からすれば、被告は、・・・、本件番組及び本件放送に係る音又は映像の複製行為を管理支配していると認めることができるとともに、それによる利益を得ているものと認められる」と判断した。

したがって、被告は複製権を侵害していると結論した。

(別紙)

本件サービスのシステム構成

